

# 税務署からのお知らせ

## e-Taxでの確定申告がより便利になります

平成31年1月から、e-Taxでの確定申告がより簡単にできるようになりました。

税務署で専用のID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を取得すれば、自宅のパソコンやスマートフォンから、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して確定申告書を送信することができます。

IDとパスワードは、職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署までお越しください。

※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

## 公的年金等を受給されている方へ ~確定申告不要制度のお知らせ~

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990（自動音声案内）

税務課  
町県民税（第4期）の納期限は1月31日です

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所において、納期限内に納付してください。お申し込みします。

口座振替の方は、1月31日（木）に所定の口座から引き落としされます。通帳残高をご確認ください。

問合せ 税務課 収納対策室  
☎62-2153

税務課  
埼玉労働局から  
事業主の皆さんへ  
労働保険のお知らせ

○労働保険料（労災保険・雇用保険）の第3期分の納期限は1月31日です。

納付書につきましては納期限の10日前頃に、該当事業所に郵送します。

また、保険料納付については口座振替が便利です。申し込み手続については厚生労働省ホームページをご覧ください。

問合せ 埼玉労働局労働保険徴収課  
☎048-6000-6203  
FAX048-6000-6223

- 【取扱商品】
- ・肉
  - ・魚
  - ・野菜
  - ・パン
  - ・和菓子
  - ・豆腐
  - ・たまご
  - ・プリン
  - ・ヨーグルト
  - ・ジュース 等

# 朝市 毎月第3日曜日

1月20日（日）朝9時～【雨天決行】

開催場所：嵐山町ふれあい交流センター駐車場（嵐山町菅谷445-1）  
問合せ：嵐山町商工会 ☎62-2895



抽選会を毎月開催!!

地元商店で楽しくお買物♪

らんざん

町民課  
新成人のみなさんへ  
20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、年をとったときだけでなく、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支える仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方の加入が義務付けられています。忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

保険料は月額16,340円（平成30年度）です。口座振替や前納制度を利用することによって、保険料を割り引くこともできます。

また、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度があります。

該当する方は、町民課窓口で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。いずれも前年所得による審査があります。納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

問合せ 町民課 保険・年金担当 ☎62-2154

川越年金事務所  
川越年金事務所  
年金相談業務等の時間延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。ぜひご利用ください。

- ・平日開庁 8時30分～17時15分
- ・19時まで延長 1月7日（月）、15日（火）
- ・第2土曜日開庁 21日（月）、28日（月）

問合せ 川越年金事務所  
☎049-242-2657

町民課  
源泉徴収票が送付されます

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。

源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となります。実際の支給額とは異なりますので、ご注意ください。

この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。

なお、遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
（IP電話・PHSからは03-6700-1165）

町民課  
医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当する世帯には診療月のおおむね3か月後に通知されます。通知が届いてから、申請手続きを行ってください。その際に、診療分の領収書を確認します。大切に保管しておいてください。

また、あらかじめ国保担当窓口にて、「限度額適用認定証」を申請し（保険税を滞納している場合）と交付されません。医療機関の窓口で提示すれば、窓口での支払が所得区分に応じた限度額までとなります。

問合せ 町民課 保険・年金担当 ☎62-2154



## 知っておきたい薬の知識

1 薬の種類を知っておきましょう  
薬には大きく分けて2種類があります。

### 医療用医薬品

医師・歯科医師がその人の病気、症状、体質、年齢などを考えて処方する薬です。薬局で処方箋により受け取ることができ、あなただけの薬なので、症状が似ているからといって、絶対に他の人に譲らないでください。

### OTC医薬品（市販薬）

薬剤師等による情報提供を踏まえて、症状にあわせて薬局等で購入できる市販の薬です。

### 2 薬は正しく使おう

薬は決められたタイミングに飲まない、十分に効果が得られなかったり、副作用が生じたりします。

飲む量や期間を守りましょう  
薬は決められた量より多く飲んだからといって、よく効くものではありません。逆に、副作用や中毒が現れることもあります。また、症状が治まったからといって使用をやめると、病気が再発することや完治しないことが

とがあります。自分で判断せず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。

### 飲み合わせに気を付けましょう

複数の薬を使用している場合、飲み合わせが悪いと薬が効きすぎたり、反対に薬の効果が十分に得られなかったりすることがあります。食品やサプリメントの中にも、薬との飲み合わせが悪いものがあります。必ず医師や薬剤師などの専門家に、今使っている薬やサプリメントなどを伝えましょう。

### 「お薬手帳」を活用しましょう

医師や薬剤師などがあなたの使っているすべての薬を把握できるように、「お薬手帳」はひとつにまとめ、継続して記録するようにしましょう。薬局では、薬剤師が手帳を見て、副作用や飲み合わせ、薬の量が適切かどうかなどをチェックします。また、薬剤師が薬の名前や飲み方を記入します。

身近な薬局で信頼できる薬剤師を決め、あなたの「かかりつけ薬剤師・薬局」として活用しましょう。

サカエ薬局 栄田 博一  
（有）サカエ薬局  
住所 志賀192-63  
電話 ☎62-8534  
開局時間 9時～18時30分  
休日 日曜、祝日